



# 訴 状

(6万8000円)

令和4年11月17日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田渕 大輔 印

同 弁護士 後藤 愛 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

無期労働契約の地位確認等請求事件

訴訟物の価額 1536万6000円

ちょう用印紙額 6万8000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 原告河合紀子が、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 2 被告は、原告河合紀子に対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金[ ]  
[ ]円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 原告[ ]が、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。

- 4 被告は、原告■■■■■に対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■  
■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 5 原告大磯仁志が、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 6 被告は、原告大磯仁志に対し、令和5年以降、4月から9月については、毎月28日限り、金■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を、10月から3月については、毎月28日限り、金■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 7 原告矢田ドミニクが、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 8 被告は、矢田ドミニクに対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■  
■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 9 原告郭喜碩が、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 10 被告は、原告郭喜碩に対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■  
■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 11 原告フロレス・イルマが、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 12 被告は、原告フロレス・イルマに対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■  
■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 13 原告今野滋が、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地

位にあることを確認する。

- 1 4 被告は、原告今野滋に対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 1 5 原告バートン・リチャード・レズリーが、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 1 6 被告は、原告バートン・リチャード・レズリーに対し、令和5年4月以降、毎月28日限り、金■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 1 7 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

(1)原告河合紀子（以下、「原告河合」という。）は、平成16年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学において韓国語の非常勤講師として就労してきた者である。

(2)原告■■■■■■■■■■（以下、「原告■■■■■■■■■■」という。）は、平成16年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学においてドイツ語の非常勤講師として就労してきた者である。

(3)原告大磯仁志（以下、「原告大磯」という。）は、平成17年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学においてフランス語の非常勤講師として就労してきた者である。

- (4)原告矢田ドミニク（以下、「原告矢田」という。）は、平成17年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学においてフランス語の非常勤講師として就労してきた者である。
- (5)原告郭喜碩（以下、「原告郭」という。）は、平成19年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学において韓国語の非常勤講師として就労してきた者である。
- (6)原告フロレス・イルマ（以下、「原告フロレス」という。）は、平成26年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学においてスペイン語の非常勤講師として就労してきた者である。
- (7)原告今野滋（以下、「原告今野」という。）は、平成10年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学において物理・数学の非常勤講師として就労してきた者である。
- (8)原告バートン・リチャード・レズリー（以下、「原告バートン」という。）は、平成18年度から、被告との間で有期労働契約を締結し、以降、有期労働契約を反復して更新することで、被告が運営する東海大学において英語の非常勤講師として就労してきた者である。
- (9)被告は、東海大学、及び、付属の高等学校等を設置、運営している学校法人である。

## 2 原告らの労働契約の更新状況

- (1)原告河合は、平成16年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告河合は、東海大学

の学部生に対する韓国語の授業を一貫して担当してきた。

原告河合が担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告河合に送付されていた。

原告河合の令和4年度の労働条件は、以下のとおりである（甲1）。

記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告河合は既に無期転換申込権を行使しているため、原告河合と被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎

所属 ユニバーシティビューロー・語学教育センター・国際言語教育部門

業務内容 シラバスの作成、教材の準備、授業の実施、試験問題の作成、試験の実施、成績評価及び提出、成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 ████████ 円

担当コマ数 春学期 学部（100分） 6コマ

秋学期 学部（100分） 6コマ

給与支払日 毎月28日支払

(2)原告████は、平成16年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告████は、東海大学の学部生に対するドイツ語の授業を一貫して担当してきた。

原告████が担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告████に送付されていた。

原告████の令和4年度の労働条件は、以下のとおりである（甲2）。

記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告■■■■は既に無期転換申込権を行使しているため、原告■■■■と被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎

所属 ユニバーシティビューロー・語学教育センター・国際言語教育部門

業務内容 シラバスの作成，教材の準備，授業の実施，試験問題の作成，試験の実施，成績評価及び提出，成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 ■■■■ 円

担当コマ数 春学期 学部（100分） 6コマ

秋学期 学部（100分） 6コマ

給与支払日 毎月28日支払

(3)原告大磯は、平成17年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告大磯は、東海大学の学部生に対するフランス語の授業を一貫して担当してきた。

原告大磯が担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告大磯に送付されていた。

原告大磯の令和4年度の労働条件は、以下のとおりである（甲3）。

記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告大磯は既に無期転換申込

権を行使しているため、原告大磯と被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎  
所属 ユニバーシティビューロー・語学教育センター・国際言語教育部門  
業務内容 シラバスの作成，教材の準備，授業の実施，試験問題の作成，試験の実施，成績評価及び提出，成績質問への回答等  
担当授業科目 教員出講表のとおり  
給与 令和4年 4月～令和4年9月 月額 [REDACTED]円  
令和4年10月～令和5年3月 月額 [REDACTED]円  
担当コマ数 春学期 学部（100分） 7.5コマ  
秋学期 学部（100分） 7コマ  
給与支払日 毎月28日支払

(4)原告矢田は、平成17年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告矢田は、東海大学の学部生に対するフランス語の授業を一貫して担当してきた。

原告矢田が担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告矢田に送付されていた。

原告矢田の令和4年度の労働条件は、以下のとおりである。

#### 記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告矢田は既に無期転換申込権を行使しているため、原告矢田と被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎

所属 ユニバーシティビューロー・語学教育センター・国際言語  
教育部門

業務内容 シラバスの作成，教材の準備，授業の実施，試験問題の作  
成，試験の実施，成績評価及び提出，成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 XXXXXXXXXX円

担当コマ数 春学期 学部（100分） 4コマ  
秋学期 学部（100分） 4コマ

給与支払日 毎月28日支払

(5)原告郭は，平成19年度から，被告との間で契約期間を1年とする有期労働  
契約を結び，以降，更新を繰り返してきた。その間，原告郭は，東海大学の学  
部生に対する韓国語の授業を一貫して担当してきた。

原告郭が担当する科目名などは，雇用契約書とは別に教員出講表が作成され，  
原告郭に送付されていた。

原告郭の令和4年度の労働条件は，以下のとおりである（甲4）。

#### 記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし，後述するように，原告郭は既に無期転換申込権  
を行使しているため，原告郭と被告との間で結ばれている  
労働契約は，既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎

所属 語学教育センター・国際言語教育部門

業務内容 シラバスの作成，教材の準備，授業の実施，試験問題の作  
成，試験の実施，成績評価及び提出，成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり



給与 月額 [REDACTED] 円  
担当コマ数 春学期 学部 (100分) 7コマ  
秋学期 学部 (100分) 7コマ  
給与支払日 毎月28日支払

(6)原告フロレスは、平成26年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告フロレスは、東海大学の学部生に対するスペイン語の授業を一貫して担当してきた。

原告フロレスが担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告フロレスに送付されていた。

原告フロレスの令和4年度の労働条件は、以下のとおりである(甲5)。

#### 記

契約期間 2022(令和4)年4月1日  
～2023(令和5)年3月31日

ただし、後述するように、原告フロレスは既に無期転換申込権を行使しているため、原告フロレスと被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 静岡キャンパス清水校舎  
所属 ユニバーシティビューロー・語学教育センター・国際言語教育部門  
業務内容 シラバスの作成、教材の準備、授業の実施、試験問題の作成、試験の実施、成績評価及び提出、成績質問への回答等  
担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 [REDACTED] 円  
担当コマ数 春学期 学部 (100分) 6コマ  
秋学期 学部 (100分) 6コマ

給与支払日 毎月28日支払

(7)原告今野は、平成10年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告今野は、東海大学の学部生に対する物理・数学の授業を一貫して担当してきた。

原告今野が担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作成され、原告今野に送付されていた。

原告今野の令和4年度の労働条件は、以下のとおりである（甲6）。

記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告今野は既に無期転換申込権を行使しているため、原告今野と被告との間で結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換している。

就業場所 札幌キャンパス札幌校舎

所属 生物学部・生物学科

業務内容 シラバスの作成、教材の準備、授業の実施、試験問題の作成、試験の実施、成績評価及び提出、成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 XXXXXXXXXX円

担当コマ数 春学期 学部（100分） 2コマ

秋学期 学部（100分） 2コマ

給与支払日 毎月28日支払

(8)原告バートンは、平成18年度から、被告との間で契約期間を1年とする有期労働契約を結び、以降、更新を繰り返してきた。その間、原告バートンは、東海大学の学部生に対する英語の授業を一貫して担当してきた。

原告バートンが担当する科目名などは、雇用契約書とは別に教員出講表が作

成され、原告バートンに送付されていた。

原告バートンの令和4年度の労働条件は、以下のとおりである（甲7）。

記

契約期間 2022（令和4）年4月1日  
～2023（令和5）年3月31日

ただし、後述するように、原告バートンは既に無期転換  
申込権を行使しているため、原告バートンと被告との間で  
結ばれている労働契約は、既に無期労働契約に転換してい  
る。

就業場所 湘南キャンパス湘南校舎

所属 国際教育センター・英語教育部門

業務内容 シラバスの作成、教材の準備、授業の実施、試験問題の作  
成、試験の実施、成績評価及び提出、成績質問への回答等

担当授業科目 教員出講表のとおり

給与 月額 ██████████ 円

担当コマ数 春学期 学部（100分） 4コマ

秋学期 学部（100分） 4コマ

給与支払日 毎月28日支払

3 原告らから被告に対する無期労働契約への転換の申込み

(1)労働契約法18条1項は、有期労働契約の更新が行われ、有期労働契約の通  
算期間が5年を超えた場合、当該労働者からの申込みによって、有期労働契約  
が無期労働契約へ転換することを定めている。なお、通算期間に算入されるの  
は、労働契約法18条を含む改正法が施行された2013（平成25）年4月  
1日以降に始期を迎えた有期労働契約の期間に限られる。

この点、原告らは、毎年4月1日から契約期間が始まる有期労働契約を結ん

でいた。そのため、2018（平成30）年4月1日から契約期間が始まる有期労働契約を締結したことで、有期労働契約の通算期間が5年を超えたことになり、無期労働契約への転換申込権が発生していた。

そこで、原告らは被告に対して、各自、無期労働契約転換申込書を送付して、無期転換申込権を行使した（甲8～甲15）。

(2)これに対して、被告は、各原告に書面で回答を行い、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下、「科学技術・イノベーション法」という。）、及び、大学教員等の任期に関する法律（以下、「任期法」という。）によって、無期労働契約への転換には、有期労働契約の通算期間として10年を超えていることが必要であるとして、無期転換申込権は発生していないとする回答を行った（甲16～甲23）。

(3)なお、被告は原告らに対し、2023（令和5）年度は契約の更新を行わず、2022（令和4）年度をもって、原告らを雇止めとする旨の通知を行っている。

もともと、原告らが無期転換申込権を行使したことで、原告らと被告との労働契約は、無期労働契約へと転換している。そのため、原告らと被告との労働契約は、2023（令和5）年度以降も、従前と同一の内容で、無期労働契約として存続していくことになる。

したがって、被告が原告らを雇止めとすることはできないのであるから、原告らは、2023（令和5）年度以降も被告において就労が認められるとともに、賃金の支払を請求する権利を有している。

#### 4 原告らについて無期労働契約への転換は5年で認められること

(1)労働契約法18条1項は、更新された有期労働契約の通算期間が5年を超えた労働者に、無期労働契約への転換申込権を認めている。そして、同項の要件を満たす労働者からの申込みがあれば、使用者の承諾を要件とすることなく、

無期労働契約への転換が認められる。

他方、科学技術・イノベーション法15条の2第1項、及び、任期法7条1項は、いずれも、労働契約法18条の特例として、無期労働契約への転換に必要な有期労働契約の通算期間を10年とすることを定めている。

そして、被告は、原告らについて、科学技術・イノベーション法15条の2第1項、及び、任期法7条1項が定める労働契約法18条1項の特例が適用されるとしている（甲16～甲23）。

(2)この内、科学技術・イノベーション法15条の2第1項1号は、「科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したもの」については、労働契約法18条1項の適用の要件となる通算期間を10年とすることを定めている。

また、科学技術・イノベーション法15条の2第1項の特例を適用するには、個別の労働契約において、特例の対象者であることを明示し、その内容を説明することで、特例の対象者となることを適切に了知させるなど、適切に運用しなければならないとされている（甲24・4頁）。

(3)科学技術・イノベーション法15条の2第1項の適用に関し、専修大学において授業の担当のみを業務の内容とする非常勤講師が提訴した訴訟において、東京地裁及び東京高裁において判決が言い渡されており、現在、専修大学側が上告申立及び上告受理申立を行っている状況にある。

この内、東京地裁判決令和3年12月16日（労働判例1259号41頁）は、科学技術・イノベーション法15条の2第1項1号の「研究者」について、「研究開発及びこれに関連する業務に従事するため有期労働契約を締結している者であること、すなわち大学等において、研究業務及びこれに関連する業務

に従事している者であることを要する」との解釈を示し、当該事件の原告が無期転換申込権の行使によって、無期労働契約へと転換していることを認める判断をした。

そして、東京高裁判決令和4年7月6日においても、科学技術・イノベーション法15条の2第1項1号の「研究者」に関する上記の解釈は維持され、専修大学の控訴を棄却し、無期労働契約への転換は認められている。

(4) 本件の原告らは、いずれも被告において、授業の担当のみを業務の内容とする非常勤講師であり、研究業務やこれに関連する業務に従事してはいない。そのため、原告らは、科学技術・イノベーション法15条の2第1項1号の「研究者」には該当しない。

また、原告らと被告との労働契約では、原告らについて、科学技術・イノベーション法15条の2第1項の特例が適用される旨の規定はない（甲1～甲7）。そして、契約の更新の際、被告から各原告に対して、科学技術・イノベーション法15条の2第1項の特例が適用される旨の説明が行われたこともない。

以上のことから、原告らについて、科学技術・イノベーション法15条の2第1項の特例が適用されるとする理由は存在しない。

(5) 任期法7条1項は、「第5条第1項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等」を特例の適用対象としている。

この点、任期法5条1項は、「大学の教員について、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる」とし、同法4条1項は1号から3号において、任期を定めることができる教員の範囲を、以下のように定めている。

1号 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

2号 助教の職に就けるとき。

3号 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

また、任期法5条2項は、「前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない」としている。

そのため、任期法7条1項の適用が認められるには、あらかじめ定められた規則に基づいて教員の任期が定められ、任期法に基づいて労働契約が締結されるとともに、任期を定めて任用することについて、当該任用される者の同意を得るなど、適切に運用することが必要とされている（甲24・4頁）。

(6)本件の原告らは、いずれも被告において、授業の担当のみを業務の内容とする非常勤講師であるから、任期法4条1項の各号には、いずれも該当しない。

また、原告らと被告との労働契約では、原告らについて、任期法7条1項の特例が適用される旨の規定はない（甲1～甲7）。そして、契約の更新の際、被告から各原告に対して、任期法7条1項の特例が適用される旨の説明が行われたこともない。

以上のことから、原告らについて、任期法7条1項の特例が適用されるとする理由は存在しない。

(7)以上のように、原告らについて、科学技術・イノベーション法15条の2第1項の特例、及び、任期法7条1項の特例のいずれについても、適用を認める理由はない。

したがって、原告らには、いずれも労働契約法18条1項に基づき、5年の通算期間をもって、無期労働契約への転換申込権が発生すると認められる。

また、原告らは、既に無期労働契約への転換申込権を行使しており、原告らの労働契約は無期契約に転換している。そのため、2023（令和5）年度以降も、原告らは従前と同様の労働条件で、被告において就労できることが認め

られる。

そして、被告が原告らの就労を拒否することに合理的な理由は認められないのであるから、原告らは従前と同様の賃金の支払を請求することができる。

- 5 よって、原告らは、各自、被告に対し、労働契約法18条による無期契約転換申込権に基づき、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認、及び、賃金支払請求権に基づき、令和5年4月以降の賃金の支払を求めるものである。

以上

#### 証 拠 方 法

1	甲第 1 号証	雇用契約書 (原告河合紀子)
2	甲第 2 号証	雇用契約書 (原告■■■■)
3	甲第 3 号証	雇用契約書 (原告大磯仁志)
4	甲第 4 号証	雇用契約書 (原告郭喜碩)
5	甲第 5 号証	雇用契約書 (原告フロレス・イルマ)
6	甲第 6 号証	雇用契約書 (原告今野滋)
7	甲第 7 号証	雇用契約書 (原告バートン・リチャード・レズリー)
8	甲第 8 号証	無期労働契約転換申込書 (原告河合紀子)
9	甲第 9 号証	無期労働契約転換申込書 (原告■■■■)
10	甲第 10 号証	無期労働契約転換申込書 (原告大磯仁志)
11	甲第 11 号証	無期労働契約転換申込書 (原告矢田ドミニク)
12	甲第 12 号証	無期労働契約転換申込書 (原告郭喜碩)
13	甲第 13 号証	無期労働契約転換申込書 (原告フロレス・イルマ)
14	甲第 14 号証	無期労働契約転換申込書 (原告今野滋)
15	甲第 15 号証	無期労働契約転換申込書



(原告バートン・リチャード・レズリー)

16	甲第16号証	回答 (原告河合紀子)
17	甲第17号証	回答 (原告██████)
18	甲第18号証	回答 (原告大磯仁志)
19	甲第19号証	回答 (原告矢田ドミニク)
20	甲第20号証	回答 (原告郭喜碩)
21	甲第21号証	回答 (原告フロレス・イルマ)
22	甲第22号証	回答 (原告今野滋)
23	甲第23号証	回答 (原告バートン・リチャード・レズリー)
24	甲第24号証	大学等及び研究開発法人の研究者，教員等に対する労働契約法の特例について

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号各証の写し	2通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	8通

別紙

当事者目録

〒 [Redacted]  
原告 河合 紀子

〒 [Redacted]  
[Redacted]  
原告 [Redacted]

〒 [Redacted]  
[Redacted]  
原告 大磯 仁志

〒 [Redacted]  
原告 矢田 ドミニク

〒 [Redacted]  
原告 郭 喜碩

〒 [Redacted]  
原告 フロレス イルマ

〒 [Redacted]  
原告 今野 滋

〒 [Redacted]  
原告 バートン リチャード レズリー

〒 231-0021 横浜市中区日本大通17番地

JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 田 渕 大 輔

上記訴訟代理人弁護士 後 藤 愛

電 話 0 4 5 - 6 5 1 - 2 4 3 1

F A X 0 4 5 - 6 4 1 - 1 9 1 6

〒 1 5 1 - 0 0 6 3 東京都渋谷区富ヶ谷二丁目 1 0 番 2 号

被 告 学校法人東海大学

上記代表者理事長 松 前 義 昭